

自主的避難等対象区域（安達郡大玉村）から山形県に自主的避難を実行した申立人らについて、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加分、就労不能損害等の賠償が認められた事例。

1174

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇年（東）第〇〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

### 記

#### 平成23年分

- (1) 避難費用(避難交通費) 金20,800円  
(平成23年7月22日、同年9月29日)
- (2) 避難費用(引越関連費用) 金208,000円  
(平成23年6月25日～同年9月29日)
- (3) 避難費用(一時立入費用) 金20,856円  
(平成23年8月14日～同年12月30日)
- (4) 避難費用(家財道具購入費用) 金60,000円  
(平成23年3月11日～同年12月末日)
- (5) 避難費用(面会交通費) 金41,600円  
(平成23年8月1日～同年8月末日)
- (6) 生活費増加費用(二重生活に基づく生活費増加費用)  
金60,000円  
(平成23年7月22日～同年9月29日)
- (7) 生活費増加費用(通勤交通費増加分) 金64,857円  
(平成23年10月1日～同年12月末日)
- (8) 就労不能損害 金704,991円  
(平成23年10月1日～同年12月末日)
- (9) 精神的損害 金280,000円  
(平成23年3月11日～同年12月末日)

#### 平成24年1月分～平成27年3月分

- (10) 避難費用(一時立入費用) 金104,280円  
(平成24年8月31日～平成27年1月4日)
- (11) 生活費増加費用(通勤交通費増加分) 金843,141円  
(平成24年1月1日～平成27年3月末日)

- (12) 就労不能損害 金271,583円  
(平成24年1月1日～同年3月末日)
- (13) 避難雑費 金1,420,000円  
(平成24年1月1日～平成27年3月末日)
- (14) 本件和解仲介に関する弁護士費用 金123,003円

## 第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金4,223,111円の支払義務があることを認める。

## 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金760,000円を支払済みであることを確認する。

## 第4 支払方法

(省略)

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

## 第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目(同項の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年3月22日

(仲介委員 坂井雄介)